

## 保護者様各位

コロナ関連事案発生時の対処法等のご連絡

大津市障害者自立支援協議会 放課後支援部会

いつもお世話になりありがとうございます。

この度、大津市障害者自立支援協議会の放課後等支援部会として、新型コロナウイルス感染関連の事案が発生した場合における対処方法等に関して、大津市と保健所が作成したマニュアルを基に所属事業所間で話し合い、取りまとめました。日頃放課後等デイサービス並びに日中一時支援をご利用の利用者並びに保護者様、そして、私達事業所が事前に想定し、準備し、適切に対応できることを目的としております。

ご一読いただき、もしもの場合に備えて、事前の対応方法の参考としてください。

また、大津市障害者自立支援協議会のホームページにも、各種マニュアル等も掲載されておりますので、併せてご確認ください。

**■ お子さん自身の体調が優れない****◎ご自宅でお子さんに発熱や咳などの症状がある場合**

事業所に症状等をご連絡のうえ、通所利用を取りやめて自宅療養してください。

受診が必要かと思われる時は、かかりつけ医など身近な医療機関に電話相談してください。

休日・夜間や、相談する医療機関に迷う場合は、「受診・相談センター」に電話相談してください。

**大津市「受診・相談センター」077-526-5411（24時間365日）**

**◎お子さんが受診してPCR検査等を受けた場合**

まずは、PCR検査等を受けた旨を事業所にご連絡ください。

検査結果がわかるまでは通所利用を控え、検査結果が分かり次第速やかに事業所にお知らせください。

**①陰性となった場合**

医師の指示に従い、症状消失まで自宅にて介護・経過観察を継続してください。

通所利用再開の判断は、医師の指示に従ってください。

**②陽性となった場合**

医師の指示に従い、治療を受けてください。

通所利用再開の判断は、医師の指示に従ってください。

**◎通所中に利用児童に発熱や咳などの症状がある場合**

事業所は、以下の対応をとります。

- ・当該利用児童を原則個室に移して家族等に連絡して迎えを待つ
- ・当該利用児童が使用した共用スペース等を消毒する
- ・当該利用児童にマスク着用（可能であれば）、手洗いまたは手指消毒を実施する
- ・当該利用児童の担当職員は十分に注意して対応し、他の利用児童と接触しません  
（担当分け/マスク・手袋・フェイスガードまたはゴーグル・エプロンの着用/手洗い・消毒の徹底）

**■ 身近に新型コロナウイルス感染症陽性と診断された人がいる（現れた）****◎お子さんが濃厚接触者に指定される可能性がある場合**

家族や学校などの身近な場所に「陽性」診断の方がおられ、「お子さんが濃厚接触者と指定された場合は保健所から連絡が入ります」と言われて連絡を待っている時。

※保健所からの連絡には一日程度の時間がかかります。

※濃厚接触者に指定されない場合は保健所から連絡はありません。

事業所にご連絡のうえ、通所利用は控えて自宅にて保健所からの連絡を待つようにしてください。

濃厚接触者ではないと分かったらご利用いただけますので、事業所にご相談ください。

## ◎お子さんが濃厚接触者に指定された場合

PCR検査等を受けることになります。

事業所にご連絡のうえ通所利用は控え、保健所の指導に従って行動してください。

PCR検査等の結果が出るまで（1～数日間）自宅にて介護・健康観察を行ってください。

## ◎お子さんが濃厚接触者に指定されてPCR検査を受け、その結果「陰性」となった場合

検査結果が分かり次第、速やかに事業所にお知らせください。

保健所の指導により、最終濃厚接触日から2週間、自宅にて健康観察を行ってください。

その間の通所利用はお控えください。

## ◎お子さんが濃厚接触者に指定されなかった場合（保健所から連絡が無かった場合）

通所利用できます。

※身近に陽性者がいたとしても、それは通所利用可否の判断基準にはなりません。

あくまで、お子さんご本人が上記に照らしてどの状態にあるか、が基準になります。

## ■ 情報・連絡等について

### ◎関係機関等で陽性者が発生した等、事業所が把握している情報を教えてもらえますか？

仮に事業所が何らかの情報を把握していたとしても、個人情報保護の観点から、行政からの発表や報道以上の内容をお伝えすることはできません。

なお、感染情報等、個人の特定につながる情報のお取扱いに十分配慮ください。

SNS等のご利用についても十分にご注意ください。

### ◎通所している事業所で感染等が発生した場合は情報を教えてもらえますか？

事業所の消毒等のため、事業所閉所等の決定を行い、連絡させていただきます。

この場合についても、個人の特定につながる情報等をお伝えすることはできません。

## ■ 事業所等について

### ◎事業所で陽性者が発生した場合、事業所は閉所になりますか？

閉所となる可能性が高いです。

・保健所の指導に基づき施設及び送迎車等の消毒を行います。

・保健所からの疫学調査が行われ、濃厚接触者の指定が行われます。

### ◎事業所の職員に体調不良や濃厚接触者の可能性が出てきたら？

上記の利用児童の動き（取り扱い）と同様になります。

### ◎事業所の再開について

感染状況の把握、消毒等感染対策を行ったうえで、事業再開の判断をします。

### ◎ご利用の判断についてのお願い

事業所を利用したことにより、ご利用者またはその家族等が新型コロナウイルスに感染しても、事業所ならびに従業者は一切の責任を負いかねます。

事業所は感染対策その他の対応等を厚生労働省や行政の指導のもとに行っております。

感染リスクが高いと判断される場合は、まずは事業所へご相談ください。

そのうえで、代替的サービスのご利用等のご検討をお願いします。

### ◎代替的サービスについて

利用時間の短縮や、通信機器等を用いた代替的支援の併用が可能な場合があります。

代替的サービスをご利用希望の場合は、一度事業所へご相談ください。